

ことは、社会的、常識的活動を阻害したりすることはない。冷靜に、じつはないと対処することをお勧めしたい。

裁判例にも、虚偽の事実を織り混ぜ、事実を誇張わい曲して、学校及び

3、注意を要するのは、次の点である。まず、事

ることは誰しも理解できる。やつてはいけないことを新たに法律で対処しなければならないこと自体嘆かわしいが、昨今、パワーハラとして問題視される言動がそれほど多いことの証しでもある。

4、パワーハラであつたとの関係性の中で、不満、嫌気を持つことは、避けられない。しかし、こうした個人的な感情を、組織の中で露わにし、他人の感情を損ねたり、組織の活動を阻害したりする

5、パワーハラは、するとしても、受けることも好ましいことではないが、好ましくも受けることが予想されることである。このことを前提に「してはいけない」と言つただけで間が必要である。

6、パワーハラは、するまでも、受けることも好ましいことではないが、好ましくも受けることが予想されることである。このことを前提に「してはいけない」と言つただけでは終わらない、それだけではスタートラインに立つたに過ぎないといふと理解することから始めるこことになる。

(西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源 安孝



## 部下から上司への パワーハラ

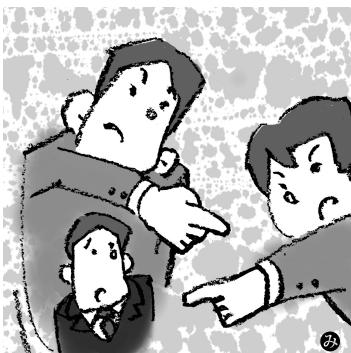
# 弁護士に聞く



**判例から見る  
労働トラブルの  
防止対策**

弁護士 西脇明典

68



校長を誹謗中傷した教員（学校法人敬愛学園事件 最判平成6年9月8日）、「管理職としての意識が足りない」など、上司などへの批判を繰り返し行つた従業員（セコム損害保険事件 東京地判平成19年9月14日）などの事案がある。こうした部下から上司

実関係の調査を適正、迅速に行うことである。偏見だ、公平性を欠く、証拠不十分と後に言われるような工夫が求められる。セクシャルハラスメントにせよ、マタニティハラスメントにせよ、対応が求められる場合、訴えのあつたことが本当にあつたのか、ということは出発点である。だが、これを組織において適正、迅速に行うことは、

言ふは易く行うは難い。組織における対応力が試される場面である。次に、部下のパワーハラに対し、上司がパワーハラに出ないことが肝要である。ミイラ取り事態は絶対に避けなければならない。従業員の価値観が多様化している中で、上司と部下のジェネレーションギャップが大きく、互いの思いと結果が異なることは何もパワーハラ事案に限つたことではない。冷静に、じつはないと対処することをお勧めしたい。